

【特別評価方法認定のための試験料金】※2024年1月1日版

別表1 試験料金一覧表(規程第11条関連)

1. 試験の料金

規程第11条に規定する試験の料金の額は、申請1件につき、次の表の(い)欄に掲げる区分に応じ、(ろ)欄及び(は)欄に掲げる額の合計額とします。

表 税抜料金(カッコ内税込料金)/単位:円

(い)		(ろ)	(は)
特別の建築材料に応じて評価する方法の認定のための試験		300,000 (330,000)	42,000 (46,200)
特別の構造方法に応じて評価する方法の認定のための試験	構造の安定に関する性能表示事項として国土交通大臣が定めるものに係る認定のための試験	床面積の合計が500m <sup>2</sup> 以内のもの	400,000 (440,000)
		床面積の合計が500m <sup>2</sup> を超え、3,000m <sup>2</sup> 以内のもの	620,000 (682,000)
		床面積の合計が3,000m <sup>2</sup> を超え、10,000m <sup>2</sup> 以内のもの	920,000 (1,012,000)
		床面積の合計が10,000m <sup>2</sup> を超えるもの	1,200,000 (1,320,000)
	上に掲げる試験以外のもの	380,000 (418,000)	52,000 (57,200)
特別の試験方法に応じて評価する方法の認定のための試験		480,000 (528,000)	52,000 (57,200)
特別の計算方法に応じて評価する方法の認定のための試験		480,000 (528,000)	52,000 (57,200)

2. 以下に掲げる場合の料金は、前記1の規定にかかわらず(1)から(3)に定める額とします。

(1) 技術的認定等(建築基準法第68条の25第1項の構造方法の認定その他建築材料又は建築物に係る構造方法、試験方法若しくは計算方法に関する認定、評定又はこれらに類するもので国土交通大臣が認めるものをいう。)のための評価をERIで受け、併せて特別評価方法の認定のための試験を受けようとする場合は、試験の区分に応じ、次のとおりとします。

①建築材料又は構造方法に係るもの

申請1件につき、表の(い)欄に掲げる試験の区分に応じ、(ろ)欄に掲げる額に2分の1を乗じた額に(は)欄に掲げる額を加算した額

②試験方法又は計算方法に係るもの

申請1件につき、表の(い)欄に掲げる試験の区分に応じ、(ろ)欄に掲げる額に3分の2を乗じた額に(は)欄に掲げる額を加算した額

(2) 一の申請において、表の(い)欄に掲げる2以上の認定の区分について試験を受けようとする場合は、それぞれの試験の区分に係る(ろ)欄に掲げる額(前記(1)①に規定する場合にあっては(ろ)欄に掲げる額に2分の1を乗じた額、前記(1)②に規定する場合にあっては(ろ)欄に掲げる額に3分の2を乗じた額)の合計額に、それぞれの試験の区分に係る(は)欄に掲げる額のうち最も大きい額を加算した額

(3) 構造の安定に関する性能表示事項として国土交通大臣が定めるものに係る認定のための試験のうち、すでに認定を取得した構造方法の、軽微な変更(建築基準法施行規則第11条の2の3第2項第2号)に係る試験を受けようとする場合は、表の(い)欄に掲げる試験の区分に応じ、(ろ)欄に掲げる額に2分の1を乗じた額(前記(1)に規定する場合にあっては4分の1を乗じた額)に、(は)欄に掲げる額を加算した額

3. 次に掲げる場合は、前記 1, 2 の規定を基に、料金を個別に増減し算定します。
  - (1) 類似の案件が複数同時に申請された場合など審査を効率的に行うことができる場合
  - (2) 申請に係る試験の内容が膨大、複雑などにより、審査に要する回数や時間が通常想定している料金規定により難しい場合
  - (3) 追加実験その他の審査が必要となる等、試験申請図書の内容の完成度が不十分だった場合
  - (4) 申請者の都合で業務期日が延期された場合
  
4. 施行規則第 83 条第 2 項の規定に基づき、試験の結果の証明書を再発行するときの料金は、1 件につき表の（は）欄に掲げる額の 10 分の 1 とします。